

議第139号 呉市港湾管理条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県が、「放置艇解消のための基本方針」を策定したこと及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号。以下「県条例」といいます。）の一部を改正したことを踏まえ、プレジャーボート（県条例第2条第1号に規定するプレジャーボートのことをいいます。以下同じです。）の係留保管に係る規定の整備をするとともに、その他所要の規定の整備をするものです。

2 プレジャーボートの係留保管に係る改正の背景及び理由

国は、全国各地の港湾，河川，漁港等において，多数のプレジャーボートが放置艇*となっている現状に鑑み，放置艇の実効的かつ抜本的な解消等のため，「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定しました。

これを受けて広島県は，放置艇となっているプレジャーボートについて，公営・民間の係留保管施設へ誘導し，又は係留可能水域への係留許可を与えることにより適正な保管をさせ，許可艇へと転換させていくことを目的として，平成30年3月に県全体の放置艇の解消方策を定めた「放置艇解消のための基本方針」を策定するとともに，令和2年3月に県条例の一部を改正し，プレジャーボートの所有者に対し，プレジャーボートの係留保管は，国又は地方公共団体が設置した施設等において行うことを義務付ける等の規定を整備しました。

これらを踏まえ，本市においても，広島県が策定した基本方針に沿った放置艇対策を実施することとし，本市の港湾及び漁港の区域（以下「両区域」といいます。）内におけるプレジャーボートの係留保管に係る使用許可等の規定を設けるものです。

※放置艇

港湾，河川，漁港の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち，法律，条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に，正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと又は水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが，施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のことをいいます。

3 改正の内容

(1) プレジャーボートの係留保管に係る改正（第1条・第2条関係）

ア 使用の許可

本市の両区域内においてプレジャーボートを係留保管しようとする者は，当該係留保管に係る港湾及び漁港の施設（以下「両施設」といいます。）の使用について市長の許可を得なければならないこととします。

また，当該使用は，市長が公示により指定する両区域内に存する両施設に限り許可することができることとします。

イ 使用料の額

プレジャーボートの係留保管に係る両施設の使用料の額については，広島県が整備した係留保管施設及び民間マリナーの料金並びに他県の先行事例を

考慮して広島県が定めた額と同額とすることとし、広島県内の各市において同額となる予定です。

なお、使用料の徴収についても、使用の許可ができる両区域の指定を令和4年度までに段階的に進めていくため、許可制度の円滑な導入や公平性の観点から、広島県及び広島県内の各市と同様に、区域の指定が全て完了した後の令和5年度から一斉に徴収を開始することとします。

(2) その他

ア 地方税法の一部改正を踏まえた改正（第1条・第3条関係）

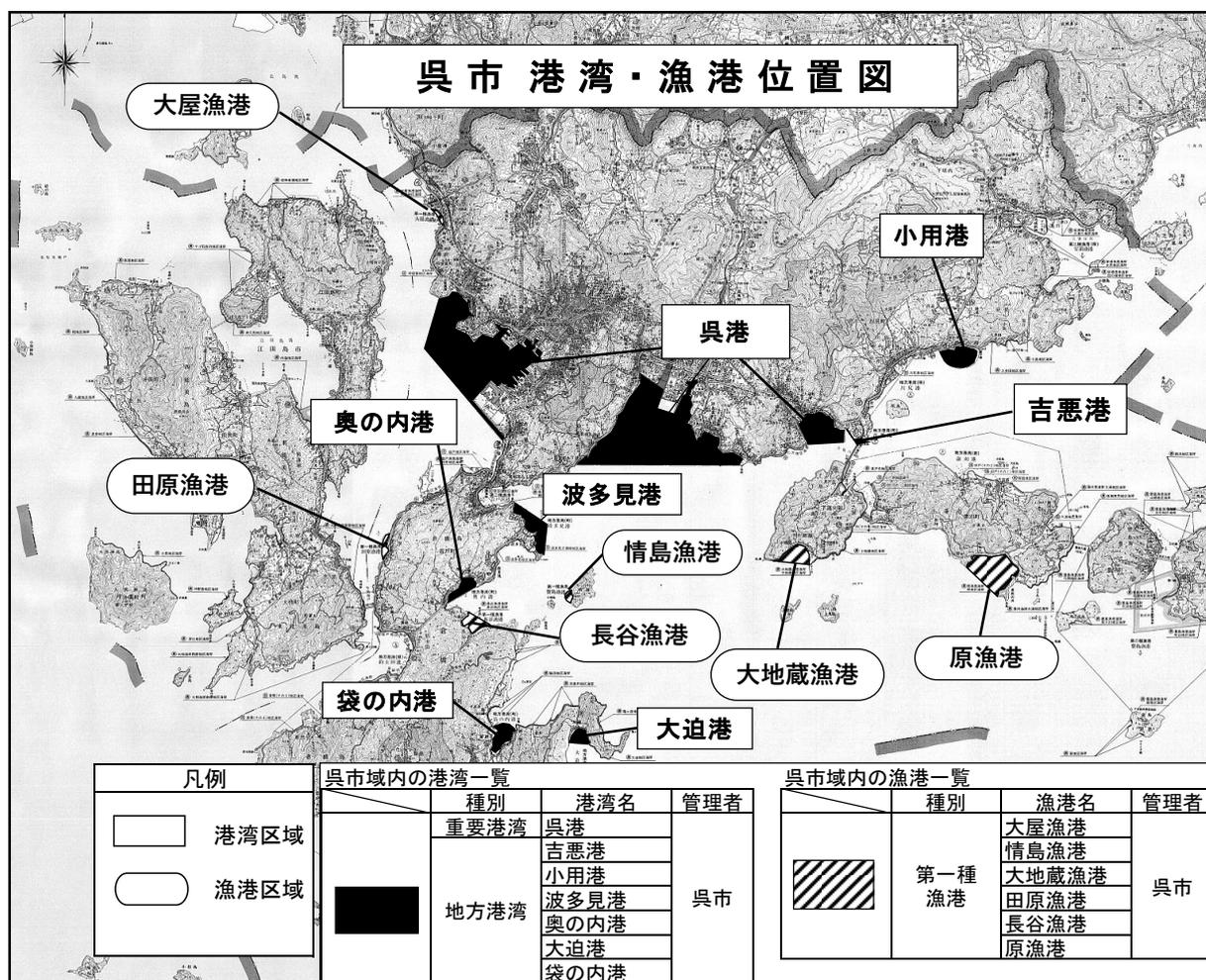
地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、延滞金の計算に用いる特例の割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められました（令和3年1月1日施行）。

呉市港湾管理条例（昭和30年呉市条例第5号）及び呉市天応棧橋管理条例（平成12年呉市条例第41号）の中でも、延滞金の計算に用いる特例の割合の名称を、地方税法と同様に「特例基準割合」と規定していますが、一部改正後の地方税法に合わせて名称を改めるとともに、これに伴う字句の整理をするものです。

イ 字句の整理（第2条関係）

呉市漁港管理条例（平成12年呉市条例第21号）の条文中の字句の整理をするものです。

4 位置図



5 施行期日

令和3年4月1日。ただし、3(2)アの改正については令和3年1月1日。